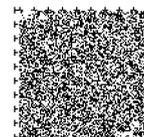
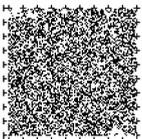


第 3 章

計画の 基本的な 考え方





1 基本理念

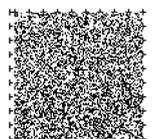
障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまちをつくります

本計画では、「障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまちをつくります」を基本理念とし、障がいのある人が選択可能な量と質が確保された様々なサービスを自らの希望により活用し、社会参加、就労しながら地域で自分らしく安心して暮らせる社会の実現を目指していきます。

そのためには、障がいを理由とする差別や虐待のない社会の中で、障がいのある人もない人もお互いに尊重しあい、それぞれが役割をもち、支え合いながら暮らせることが重要となります。

また、乳幼児期の発達支援、就学期の特別支援教育、成人期の就労支援、親なき後の暮らしの場など、ライフステージごとに必要とされる支援に対応した総合的な支援体制の整備を進めるとともに、ライフステージごとに適切なサービスが受けられるよう、相談支援を充実させることも重要となります。

そして、重度化・高齢化に加え、発達障がいや高次脳機能障がいなど、多様化する障がいに対応するため、福祉・保健・医療等の関係機関や事業者との連携を図り、就学・就労などライフステージごとの課題から、災害時における要配慮者支援など日々の生活における体制まで、生涯途切れることのない充実した支援を受けられるような仕組みを構築していきます。



2 基本的視点

前述の基本理念のもとに、次の5つの基本的視点に立って、障がい者施策を推進します。

- 1 自己決定の尊重及び意思決定の支援
- 2 当事者本位の総合的な支援
- 3 障がい特性等に配慮した支援
- 4 アクセシビリティの向上
- 5 総合的かつ計画的な取組の推進

■基本的視点1 自己決定の尊重及び意思決定の支援

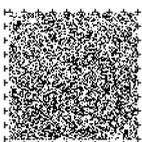
障がいのある人を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえ、障がい者施策の策定及び実施にあたっては、本人や家族等の関係者の意見を尊重します。

また、本人の自己決定を尊重する観点から、本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

■基本的視点2 当事者本位の総合的な支援

障がいのある人がそれぞれのライフステージにおいて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携を強化し、総合的かつ一貫した支援を行います。

また、支援にあたっては、障がいのある人が日常生活や社会生活で直面する困難に着目するとともに、障がい者の自立と社会参加の支援という視点を重視します。



■ 基本的視点 3 障がい特性等に配慮した支援

障がいのある人の性別、年齢、障がいの種類や状態、生活の状況等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえて、障がい者施策を実施します。

また、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう等についての区民の理解を促進するため、広報・啓発活動等の施策の充実を図ります。

さらに、適切な役割分担の下、関係機関や事業者との連携を図り、地域の実情に即した支援を行います。

■ 基本的視点 4 アクセシビリティの向上

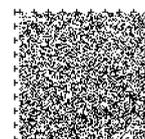
障がいのある人が、その能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにするため、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図ります。

また、障がいを理由とする差別は、障がいのある人の自立や社会参加を妨げるものであり、その解消に向けた取組を積極的に推進します。

■ 基本的視点 5 総合的かつ計画的な取組の推進

障がいのある人が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、関係機関との適切な役割分担の下、緊密に連携し、障がい者施策を実施します。

また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策、男女共同参画施策等、障がい者施策に関する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。



3 基本目標

前述の基本理念と基本的視点に基づき、次の3つの基本目標を設定します。

- 1 障がいのある人もない人もともに支え合うまちをつくります
- 2 障がいのある人もない人も自分らしく暮らせるまちをつくります
- 3 障がいのある人もない人も安全・安心に生活できるまちをつくります

■基本目標1 障がいのある人もない人もともに支え合うまちをつくります

障がいのある人もない人も、ともに理解し合い、支え合って生きることのできるまちをつくります。

そのために、障がいのある人やその家族が、日常の様々な悩みや不安について身近なところで気軽に相談できる体制を構築していきます。

また、障がいのある人に対する理解を深め、障がいのある人の人権の尊重について意識啓発の充実を図るとともに、障がいのある人への虐待の防止等、権利擁護の推進に向けた施策を積極的に推進していきます。

加えて、障がいのある人の社会参加に向けた取組を行い、地域での交流の輪を広げていきます。

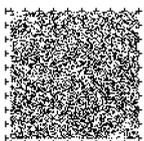
■基本目標2 障がいのある人もない人も自分らしく暮らせるまちをつくります

障がいのある人もない人も、自らの選択と参画によって、自分らしく暮らせるまちをつくります。

そのために、障がいの重度化・多様化に伴うニーズに対応したサービスを質・量ともに確保するとともに、暮らしの場の確保や地域生活移行支援の充実に向けて取り組んでいきます。

また、障がいのある人の地域での暮らしを支えていくために、雇用・就労の促進、保健・医療の充実に取り組んでいきます。

加えて、発達支援、教育、保育の充実に向けてこれまで以上に取り組み、障がい児支援体制の充実を図っていきます。



■基本目標3 障がいのある人もない人も安全・安心に生活できるまちをつくります

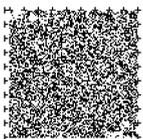
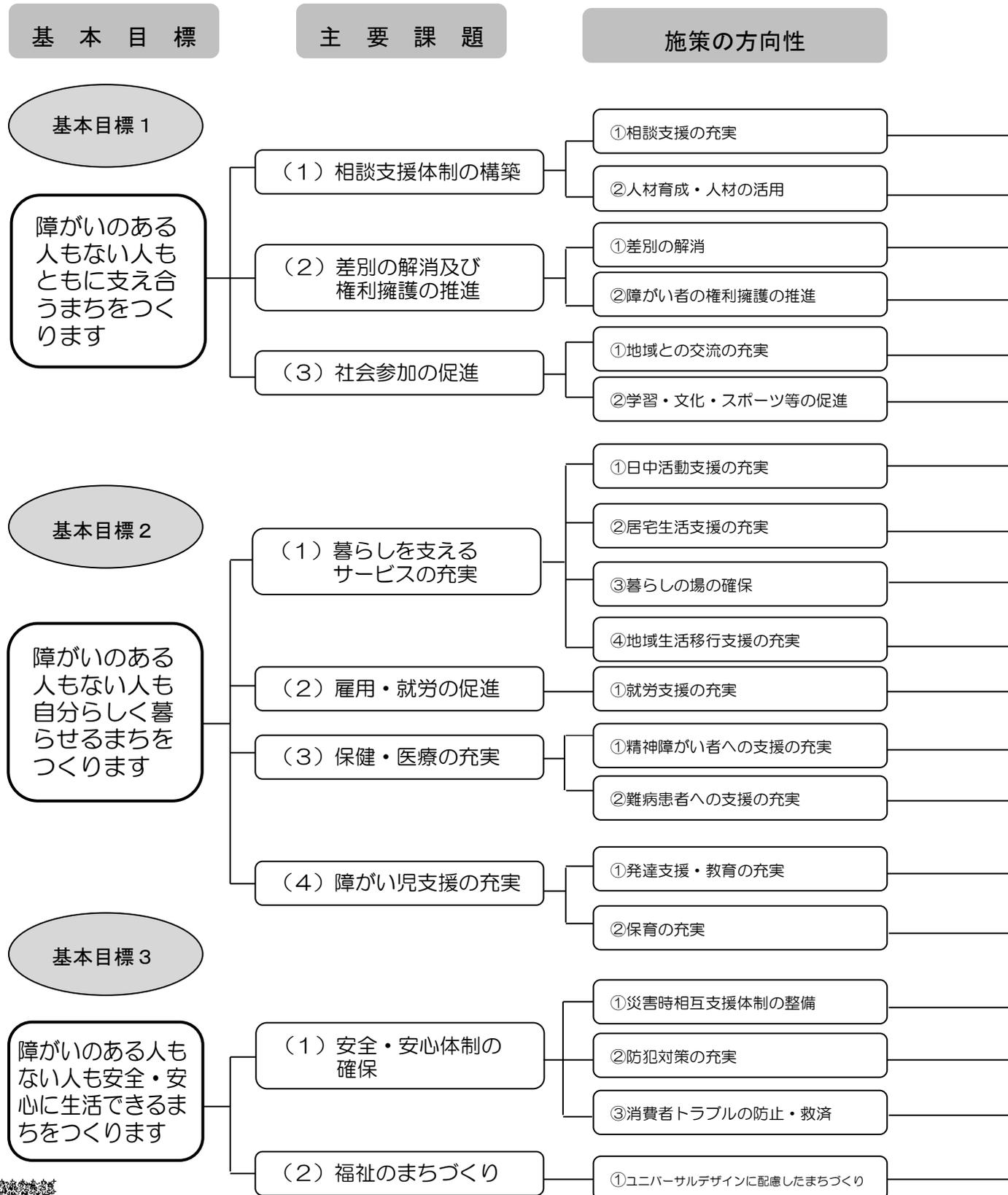
障がいのある人もない人も、地域社会において、安全・安心に生活することができるまちをつくります。

そのために、福祉避難所や災害時における要配慮者支援の推進をはじめとした災害時支援体制の整備や防犯対策の充実等に取り組むことで、安全・安心体制の確保を目指していきます。

また、誰もが地域で快適に暮らしていくために、ユニバーサルデザインに配慮した福祉のまちづくりを推進していきます。



4 施策の体系



計 画 事 業

1. 障がい者総合サポートセンターの運営・充実 2. 自立支援協議会の活性化 3. ピアカウンセリングの実施支援

4. ケアマネジメント能力の向上 5. 身体障害者・知的障害者相談員の活動推進事業

6. 合理的配慮の推進 7. 啓発活動の推進

8. 障がい者虐待の防止 9. 成年後見制度利用支援の充実

10. 大田区しょうがい者の日のつどい・障害者福祉協調月間の実施 11. 障がい者総合サポートセンター交流事業の実施
12. 福祉施設まつりの実施

13. 余暇活動機会の充実 14. 障がい者スポーツ教室

15. 施設（日中活動事業）の整備・充実 16. 指定管理事業のモニタリング実施 17. 地域活動支援センターの運営支援
18. 高次脳機能障がい児・者への支援の充実 19. 福祉サービス第三者評価の受審

20. 福祉サービス事業者への介護技術支援・介護人材育成・介護定着支援 21. 手話通訳者・点訳者の育成
22. 短期入所事業の充実 23. 緊急一時保護の充実

24. グループホーム等の暮らしの場の整備 25. 自立生活訓練施設の運営支援 26. 地域生活支援拠点等の整備

26. 地域生活支援拠点等の整備 27. 地域生活移行支援コーディネート体制の整備

28. 就労支援ネットワークの構築 29. 多様な障がいに応じた就労支援事業の推進 30. 就労定着支援事業の推進

31. 精神障がい者への支援の充実

32. 庁内ネットワークの構築 33. 難病講演会の実施

34. 発達支援の推進 35. 就学相談 36. 心身障がい児の放課後活動への支援 37. 特別支援学校との連携
38. 特別支援教育に関する教員の資質の向上 39. 特別支援学級等の充実

40. 統合保育の充実 41. 学童保育室での要支援児の受け入れ

42. 災害時における要配慮者支援の推進 43. 災害時支援ボランティアの確保 44. 災害時相互支援意識の普及啓発
45. 福祉避難所の体制整備

46. 啓発活動の推進

47. 消費者トラブル防止体制の推進

48. 地域力を活かしたまちづくりパートナー（UDパートナー）活動

